洋上風力発電事業について

海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用促進に関する法律における「有望な区域」に村上市・胎内市沖が選定されました

問い合わせ　環境課環境政策室　☎53-2111（内線3320、3321）　記事ID　0000005

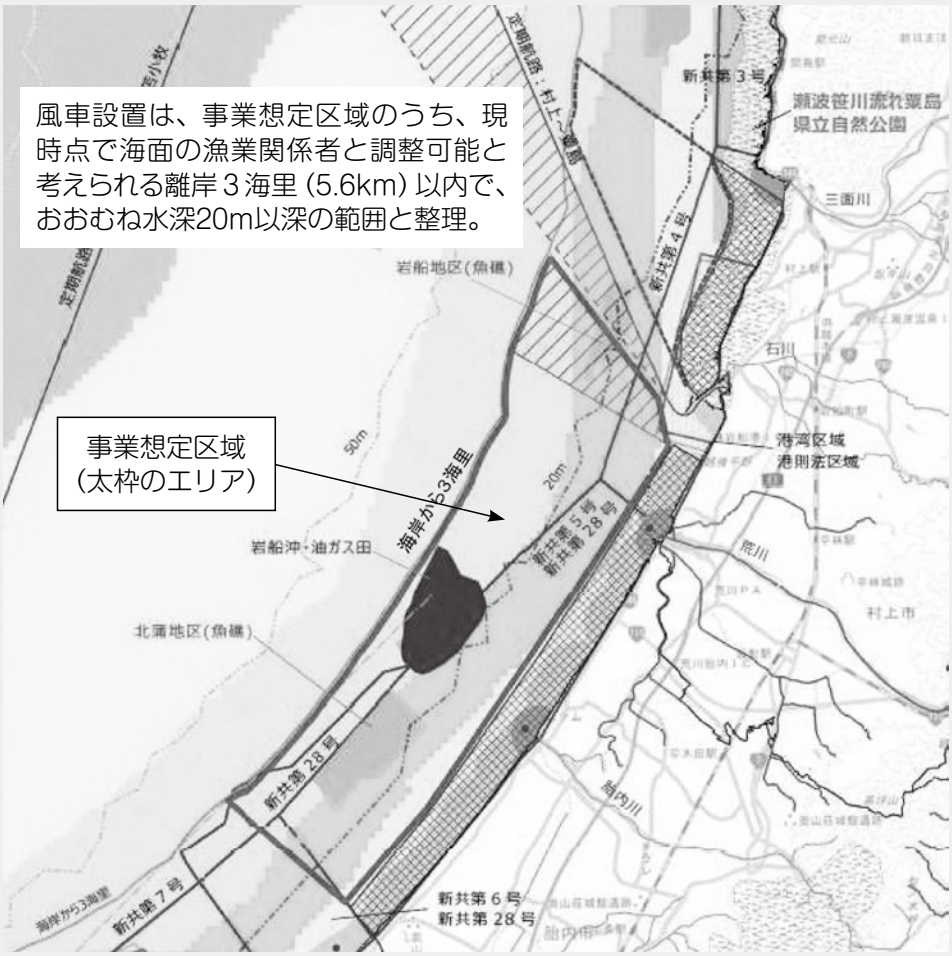

洋上風力発電事業については、「海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用促進に関する法律（再エネ海域利用法）」に基づき、国が基本方針を定め、年度ごとに促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととしています。

この度、9月13日に、村上市・胎内市沖を含めた全国の4区域が促進区域の前段階となる「有望な区域」として選定されました。

今後は、国・県による法定協議会が設置され、促進区域の指定に向けた利害関係者との調整や事業者公募についての協議が開始されることになります。（1年程度）

【想定される協議内容】

・洋上風車の観光資源としての活用や環境教育、地域経済活性化など

・漁場形成策や漁業者支援、鮭の増殖事業支援、鮭に関する児童生徒への社会教育など

【想定される漁業影響調査例】

・構造物にあつまる魚食魚による鮭などの稚魚の捕食影響を調査

・鮭の移動経路のモニタリング

・風車周辺での魚類蝟集状況など

【想定される協議会参加者】

・経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、農林水産省（水産庁）、新潟県、村上市、胎内市、漁業関係者、鉱業権者、粟島汽船、有識者など
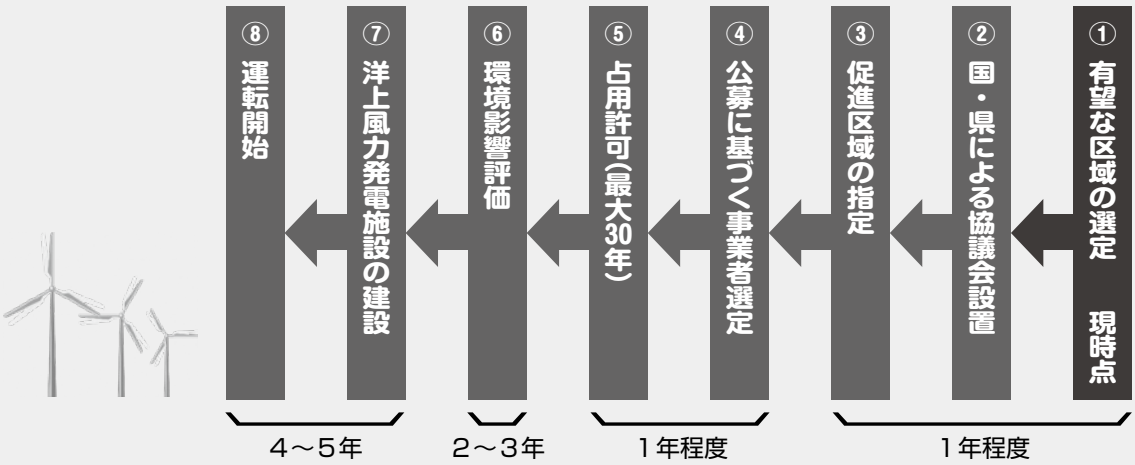
協議会において関係者の合意が得られない場合は、次の促進区域の指定の手続きには進みません。合意が得られた場合は、次のとおり進められます。